様式第１号別紙１（第４条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び度会町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）：**全額**

（２）移住支援金の申請日から３年未満に度会町以外の市町に転出した場合：**全額**

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に度会町以外の市町に転出した場合：**半額**